

大阪府立高等学校等体育施設開放事業 利用登録申込にあたって

★本資料および、本市ホームページ「大阪府立高等学校等体育施設開放事業 令和8・9年度利用団体登録を開始します」に掲載している「大阪市使用者心得」、「大阪府使用者心得」、「全体研修会資料」を熟読し、使用ルールを守っていただける団体のみ、登録申請をしてください。

事業の概要

- ・ 事業開始・・昭和52年
- ・ 市内の府立高校及び支援学校49校のグラウンド等を、土曜・日曜・祝日に開放しています。
※学校行事が優先をしますので、すべての日が開放されるわけではありません。
(一部の学校ではテニスコートと体育館も開放。令和7年度実績は、グラウンド50校、テニスコート17校、体育館11校)
- ・ 本事業は、大阪府教育庁が、体育施設の開放を行う大阪府立高等学校・支援学校及び市町村教育委員会(大阪市では経済戦略局)の協力を得て行っています。
- ・ 大阪市経済戦略局は、主に管理指導員の大阪府への推薦と利用調整を行っていますが、具体的な利用調整と管理指導は、事業開始当初から大阪市スポーツ推進委員協議会の方々にボランティアでご協力していただいております。
- ・ 利用については、市内の府立高校等49校を複数ブロックに分け、年3回 学期毎に大阪市中央卸売市場本場大ホール等で利用調整会を行い、各学校開放日別に利用団体を決定します。

利用団体登録資格

- ・ 利用にあたっては、大阪府における団体登録が必要です。
利用団体に自主管理をしていただくため、責任者の方は、全体研修会・各校別研修を受講していただき、施設利用にあたって必要な事項を習得していただきます。
研修を受講された方を、管理指導員として大阪府へ推薦します。
- ・ 使用者心得(大阪府・大阪市)および特記事項の内容を、団体構成員全員に周知していただき、必ず守ってください。使用者心得および各学校の特記事項に違反したことにより、翌日以降の学校教育活動等に支障が生じた場合は、団体登録の取り消しを行い、以後の使用を禁止とします。

【申込みの詳細】

- ・ 今回の登録は、令和8・9年度の利用にあたっての登録です。
登録の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。
- ・ 1団体につき、利用校を1校選択してください。
登録した利用校を年度途中に変更することは出来ません。ただし、年度が切り替わる時期と、登録校が大規模改修工事の対象となった場合のみ可能です。(大規模改修工事の対象校へ登録された団体へは、登録校の変更案内を送付します。登録校の変更を希望される場合は、期日までにご返信ください。)
- ・ 団体責任者は、大阪市内に在住または在勤の成人の方に限ります。

- ・ 正責任者 1 名のほか、副責任者 2 名の計 3 名までを、管理指導員として大阪府に登録します。
(正責任者おひとりでの登録もできますが、利用調整会の参加や学校利用日当日の責任者の立会いは、管理指導員登録者以外は認められません。 1人の負担を軽減するためにも複数の登録をお勧めします。)
- ・ 正副責任者の中に、チームを統括できる人（監督・コーチ等）を必ず登録してください。
- ・ 開放校及び開放施設については、資料「令和 8 年度開放施設一覧表」をご参照ください。
学校により実施できない種目がありますので、よくご確認ください。
- ・ 過去の開放日数は、資料「令和 6・7 年度 開放実績一覧」をご参照ください。
- ・ 団体構成員名簿の提出が必要です。（グラウンドは 9 名以上、テニスコート・体育館は 4 名以上）

【登録申込方法】

● (紙申請の場合)

チーム単位で、「令和 8・9 年度 府立高校等体育施設開放事業 利用登録申込書」及び「利用団体構成員名簿」に記入のうえ、大阪市経済戦略局スポーツ課へ郵送（直接持ち込み可）してください。

※「令和 8・9 年度 府立高校等体育施設開放事業 利用登録申込書」の記入は、記入例を参照のうえ、ご記入ください。 ※各チェック欄 は必ずどちらかにチェック レ点 をご記入ください。

● (インターネット申請の場合)

大阪市ホームページ「電子オンラインアンケートシステム」から必要事項を入力のうえ申請してください。

※「利用登録団体構成員名簿」には、団体のメンバー全員の氏名を、『高校生以上』・『中学生』・『小学生以下』に分けてご記入ください。1枚で記入できない場合は、右肩の（○枚中○枚目）にご記入のうえ全員分をご記入ください。なお、連盟等で申込される場合は、所属する団体名をご記入ください。

【登録の流れ】

利用登録申込書・利用団体構成員名簿・返信用封筒 3 通（角型 2 号）を提出（※返信用封筒について、第 2 期から登録する場合は 2 通、第 3 期から登録する場合は 1 通を提出）

（必ず管理指導員全体研修資料、大阪府・大阪市使用者心得、各校別使用者注意事項を必ず確認すること）

→ **登録完了**

代表者が管理指導員全体研修資料、大阪府・大阪市使用者心得、各校別使用者注意事項を必ず確認し、チーム内へ周知すること。

使用ルールを守っていただけない場合は、利用を中止させていただく場合がございます。

【その他注意事項】

1. 学校施設のため、登録後や利用日決定後であっても、やむを得ず開放中止になる場合があります。
その場合、代替日はありません。
2. 施設利用にあたっては、予め学校から鍵を借りる必要があります。

鍵は利用日前の定められた平日昼間に学校から借り、利用日後の平日昼間にご返却ください。

3. 使用施設・時間帯によっては、利用料金が必要となります。

利用料金

- ・グラウンド（昼間）・テニスコート・・・ 使用料無料
- ・グラウンド（夜間）・・・ 2,100円（照明料1時間700円×3時間）
- ・体育館・・・ 1コマ3,000円、
空調設備使用の場合は別途2,400円（1時間800円×3時間）

【問合せ・申込先】

〒553-0005 大阪市福島区野田1-1-86
大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟9階
大阪市経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課
府立高校等体育施設開放事業担当
電話 06-6469-3866 FAX 06-6469-3898